

社会医療法人敬愛会 訪問看護ステーションなかがみ 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人敬愛会（以下「事業者」という）が開設する訪問看護ステーションなかがみ（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業（指定介護予防訪問看護事業）（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）（以下「訪問看護」という。）の必要を認められた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションなかがみ
- (2) 所在地 沖縄県沖縄市字登川566番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 （看護師）1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- (2) 看護師 7名以上、作業療法士1名以上
- (3) 看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、年始1月1日から1月2日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主治の医師との関係)

第6条

- (1) ステーションは、この事業の提供開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けるものとする。
- (2) ステーションは、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図るものとする。

(事業の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画書を作成する
- (2) 利用希望者または家族から直接申し込みがあった場合は、主治医指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、市町村の高齢者サービス調整担当に主治医の選択を依頼する。

(訪問看護計画書作成・変更)

第8条

- (1) 看護師等は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「訪問看護計画書」を作成する。
- (2) 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って「訪問看護計画書」を作成する。
- (3) 看護師等は、この「訪問看護計画書」の作成にあたって、その主要な事項について利用者およびその家族に説明し、利用者の同意を得た上で交付する。
- (4) 看護師等は、次のいずれかに該当する場合には、第一条に制定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更をおこなう。
 - ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - ②利用者が訪問看護サービス内容や提供方法等の変更を希望する場合
- (5) 看護師等は、訪問看護計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認する。

(事業の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事・排泄等日常生活のお世話

- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 痴呆症患者の看護
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 療養生活・介護方法の指導
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第 10 条 ステーションは、介護保険法の規程による法定代理受領サービスである事業に係る利用料（介護報酬の負担割合による）を徴収する。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 その他の利用料については、次の額を徴収する。（消費税込み）

(1) 1 時間 30 分を超える訪問看護料（1 時間あたり） 2,200 円

(2) 営業日以外の訪問看護料 1 日 4,400 円

3 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。（消費税込み）

ア 通常地域（沖縄市内） 1 回につき 110 円

イ 通常地域（沖縄市外） 1 回につき 220 円

ウ 通常地域外 1 回につき 330 円

4 死後の処置料（消費税込み） 11,000 円

5 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(実施地域)

第 11 条 通常の実施地域は、沖縄市、うるま市(旧具志川市、旧石川市)、読谷村、嘉手納町、北谷町の区域とする。その他の地域は相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の処置を講じるものとする。

2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な損害賠償を速やかに行うものとする。

損害保険会社名 (株) 損害保険ジャパン

(秘密保持等)

第 14 条 従事者は、その業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を保持する。

- (1) 従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報について、従事者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、従事者との雇用契の内容とする。
- (2) 従業者は、利用者に係わるサービス担当者会議等において連携を取るなどの正当な理由がある場合、必要最低限の利用者またはその家族の個人情報を用いることができるものとする。
- (3) 指定訪問看護事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。
この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものとする。

(従業者の禁止行為)

第 15 条 従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- 5 利用者又は家族に対しておこなう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施

(身分証携行義務)

第 17 条 サービス従業者は、常に身分証を推行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する

(苦情処理)

第 18 条 事業者は、提供した事業に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条

- (1) 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また学会及び研修等への参加をさせるものとする。

- (2) 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- (3) 事業所は、利用者等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、サービスを終了した日から5年間保存するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人敬愛会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 10 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 10 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 2 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 4 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 11 月 25 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 12 月 7 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 7 月 12 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 3 月 19 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 5 月 13 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 2 月 2 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 2 月 13 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。